

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む」の右に「。以下同じ」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の規定により団員に対して支給する」を「に規定する」に改め，同条第2項中「3箇月」を「4月から9月まで及び10月から翌年3月までの6箇月」に，「年4回」を「年2回」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，退職をした団員に対しては，一時に支給することがある。

第3号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例施行規則第4条第2項の規定は，この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた手当については，なお従前の例による。

(消防局総務部消防団課)